

村報
おんが

所役場
行村人
行吉茂也
送賀行集人
有吉正
編集人
有吉印刷所
東洋印刷KK

各戸配布

昭和三十七年十二月十日発行

第四四号

目次

- 一、年末たすけあい募金運動について 1
- 一、国民年金をもらおうようにしましょう 1
- 一、冬の青少年を守る運動 2
- 一、成人祭は一月十三日 3
- 一、さかなをかうなら衛生設備の
完備した店で 3
- 一、松の害虫を駆除しましょう 4

年末たすけあい募金運動について

このたすけあい運動は村内居住者で生活に困窮している人々を救い少しくも明るく正月を迎えられるように毎年実施し、村民各位の御支援をいただいております。

本年も左記の通り募金を行ないますので、本運動の趣旨を理解下さつて協力して下さいようお願いいたします。

記

一、募金目標 一世帯七〇円以上

一、期 間 十二月十五日から十二月二十五日まで

尚募金方法については区長さんの御助力を得て婦人会の方々が募金に直接たすさわつて頂きます。

国民年金をもらうようにしましょう

◇ 皆さん、国民年金を

もらうようにしましょう

昨年四月から本格的に発足したきよ出制の国民年金制度は、日一日と急速な発展をみせ、現在では加入者の数も全国で二千万人、県下で約八十万人に達しています。今月の五年からは、きよ出制の障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金の支給が始まり、現に県内で二百人近くの方が国民年金をもらつておられます。

国民年金では、国もその給付にあてるため免除者分も含めて保険料額の半分を負担し、被保険者の分とともに積み立てているわけですが、この制度を育てあげるためには、何より私たち相互の協力が必要です。せっかく国民年金に加入していても、保険料の納付を怠つたり、あるいは、免除の手続きが済んでいなかつたために、国民年金がもらえないようなことがあつてはなりません。

国民年金をもらうためには、先ず保険料を納期限までに納めていることが第一要件です。また、家庭の事情で、保険料を納められない人たちは、免除の手続きを済ませておくことが大切です。

保険料を納める方法には、印紙によつて毎月あるいは三カ月ごとに納める方法のほか、特に農業者や経済的にゆとりがある人達のために、一年分以上の前払い制度があります。この方法は、印紙でも現金でもよく、手数が省けるうえに、相当の割引きもありますのでたいへんおとくです。また、国民年金をみんなの制度として育てようという考えから、現在福岡県でも婦人会や町内会単位で組織をつくり、保険料を手軽く納期限内に納める方法がひろがっています。

このように、国民年金では保険料の納め方も加入者の自主納付を建前としていきますから、みなさんのご都合のよい方法で、納期限内に納めていただければよいわけです。

まだ、今月分までの保険料が滞つていらつしやる方はいませんか。不慮の事故にそなえて、また年をとり働けなくなつた日にそなえて、この際完納しておきましょう。

冬の「青少年を守る運動」

これから冬休みや、年始などいろいろな行事がありますがこれらは青少年と深いつながりをもっています、家庭や近隣社会という立場に立つて生活が主となるので望ましい社会人としての芽をのばす好機です。またその反面非行を誘発する機会も多く、また生活が不規則となりがちで事故の発生が多い時期です。

これらの青少年が、楽しく健全に生活が出来るよう家庭は勿論関係、機関、団体、地域の住民の人たちが、積極的に協力し、青少年の健全な育成を促進して、病氣、事故、非行などの防止をはかり、生活指導の万全をはかるため

十二月十日から一月十日まで

青少年を守る運動が始ります。

この運動の重点目標として

- ㊦ 青少年を酒、たばこの害から守ろう。
- ㊧ 青少年と生活を楽しむ、明るい家庭をつくろう。
- ㊨ 青少年を非行、事故、病氣から守ろう。

四 青少年を害する不良環境を浄化しよう。

3

成人祭は一月十三日

本村恒例の成人祭は従来毎年一月十五日に開催していましたが勤め人の出席が出来易いように本年から一月十五日を中心とした日曜日に改め本年は一月十三日(日)午前十時より左記出生者を対照として遠中で開催いたします。

自昭和十七年一月十六日

至昭和十八年一月十五日

「成人祭」は外出着で

昨年来成人祭は簡素な服装と婦人会其他の団体で話しあつて立派な実績を挙げて頂きました今年もその会合をもちまして

- 一、当日は成人者全員出席して頂こう
- 一、成人者の服装は訪問着等のはではな服装は遠慮して頂こう
- 一、服装は出来るだけ洋服として外出着等気軽な服装で出席して頂こう

この運動を推進することになりましたので成人者は勿論家族を皆さんの御理解、御協力をお願いします。

魚を買うなら衛生設備の 完備したお店で

福岡県では、いま「お魚屋さん」の衛生改善運動を行つています。

新鮮な魚を食べていただく為に県内の魚屋さんはお店をなおしました。

むき出して魚を売ることや、お客が魚を指でさわつたりして買うことは食中毒を起すものになります。お魚をお求めになるときは

一、お魚をむき出しにしないで、よく冷えた「陳列ケース」に入れて売つているお店をお選び下さい。

二、お客さんはお店の魚に手をふれないで下さい。

三、最近本村地区に他管内の行商が入り極めて非衛生的な方法で魚の露出販売を行なつていますが、これは不衛生なばかりでなく、食品

衛生法にも違反している行為で、この様な衛生管理の悪い魚が食中毒の原因になる場合が、非常に多いのです。従つてこのような違法な行商人の魚は絶対に買わないようにして下さい。

四、現在遠賀郡の行商人は^④のマークの入つた魚函（肩にかつぐもの目転車に乗せるもの）を持つていますので、この外の行商はヤミの行商ですので、お互いに買わないようにいたしましょう。

五、行商人は路上の調理は禁じられています。

松の害虫を駆除しましょう

皆さんノ最近いたるところで池かく枯れた松が目につきます。これは松くい虫のため枯れたものです。

松くい虫は十数年前から発生してはいますが、本年はとくにはげしくその被害は県下で約一万二千立方メートル（約四千三百石）にもおよんでおり、今後ますます増加するのではないかと考えられます。このまま放置すれば松は全滅して国土保全、森林資源確保の上から、また観光の面からまことに憂慮すべきこととなります。

県では十二月一日から翌年二月十五日までを松くい虫の完全駆除期間としておりますので、被害木を徹底的に駆除してまん延を防ぎ害虫から松の樹を守りましょう。

○ 松くい虫とは、松に穴をあけて侵入し害を与えるもので、カミキリ類、ゾウムシ類、キクイムシ類などがあります。

○ 駆除の方法は、伐倒して幹および根株の皮を剥ぎ、その皮と枝葉を焼却します。

○ 駆除したものについては補助金が交付されますので、市町村役場を経由して県に補助金交付申請書を提出してください。

○ その他詳細については、農林事務所、市町村、森林組合におたずねください。

香典返しとして村社会福祉協議会に特別寄附を頂きました。
紙上を以て深く敬申の意を表し、御厚志に対して厚くお礼を申し上
げます。

金 一 封

故 柴 田 由 枝 氏

喪主 柴 田 頼 雄 殿